

蕨市内保育施設等の自然災害時における臨時休園等のガイドライン

令和8年10月策定

1. 目的

本ガイドラインは、台風や大雨を伴う前線の接近等、自然災害が予期される場合及び地震等による災害が発生した場合に、児童及び職員の命を守り、安全を確保するため、蕨市内の保育施設等において迅速かつ適切に臨時休園等の判断が行えるよう対応方針や判断基準等について定めるものである。

2. 対象施設

公立保育園、民間認可保育園、小規模保育園、病児保育室、わらび幼稚園ベビー保育室（以下「保育施設等」という。）

なお、認可外保育施設でも、本ガイドラインを参考に対応することが望ましい。

3. 基本的な対応方針

- ・ 保育施設等は、保護者が就労等により家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であるため、非常時であっても保育を提供することが求められる。そのため、児童の安全確保を最優先とした上で、災害時においても施設及び施設周辺の安全確認を行い、児童を受け入れるための職員体制の確保に努めるとともに、保育の縮小等の必要な措置を講じながら、可能な限り開所することを原則とする。その上で、被害を最小限に抑えるためのやむを得ない措置として、臨時休園等の対応を実施するものとする。
- ・ 保育の制限を伴う臨時休園等の最終的な意思決定者は、保育の実施主体である市であるが、緊急時には、迅速な意思決定と混乱のない確実な対応を行うために、本ガイドラインに基づき、各保育施設の長が臨時休園等の判断を行う。
- ・ 本ガイドラインの内容は、市（防災部局を含む。）と保育施設等及び保護者等の関係者が事前に共有する。

4. 対応内容

（1）保育の縮小（登園自粛）

災害時に社会的要請の高い防災関係者や医療関係者等の児童については、保育の提供を確保する必要性が高ことから、それ以外の児童について登園の自粛を要請し、受け入れ人数を縮小する。

（2）児童の引き渡し（お迎え要請）

保育中に災害が予期される場合や災害が発生した場合に、保護者に児童の速やかなお迎えを要請する。

（3）臨時休園

臨時に休園する。ただし、臨時休園中であっても、施設の安全確保や職員体制の確保ができる範囲で、保育の必要性の高い児童に限り保育を実施することを可能とする。

5. 避難情報等と防災気象情報

避難情報等は自治体が発令するもので、気象庁等が発表する河川や雨等の情報（防災気象情報）と発表のタイミングが異なる。蕨市が発令する避難情報等と、気象庁等が発令する防災気象情報は混同しやすいので注意が必要。

防災気象情報 ※警戒レベル相当情報 【気象庁等から発表】					避難情報等 ※警戒レベル 【蕨市から発令】		
	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	5 災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ ＜警戒レベル4までに必ず避難！＞ ~~~~~							
4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	4 災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	3 災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	2 気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・土砂災害・氾濫 高潮注意報
1	早期注意情報				1 今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※蕨市においては、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域に該当する区域はありません。  
▲出典：防災 地震 風水害～もしものための備えを～パンフレット（蕨市・令和8年6月版）

6. 臨時休園等の判断基準

以下の状況に基づき、保育施設等の長が臨時休園等の判断を行う。  
なお、臨時休園等をした場合は、その対応状況を速やかに市へ報告すること。

気象庁等が「警戒レベル5相当」の防災気象情報を発表した時				
蕨市からの避難情報等の発令を待たずに、速やかに判断				
登園前	発表内容		判 断	対 応
	河川氾濫	大雨	<u>臨時休園</u>	- 午前6時から開園前の時点で、「気象庁が警戒レベル5相当の防災気象情報を発表」した場合、臨時休園とする。   - 保護者に臨時休園の連絡をする。   - 子ども未来課に報告をする。
	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報		
登園後	河川氾濫	大雨	<u>臨時休園</u>	市が発令する「警戒レベル4 避難指示」のうちに児童を引き渡し、臨時休園とする。
	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	引き渡しが完了していない場合 <u>身の安全を確保</u>	【引き渡しが完了していない場合】     - 安全な避難ができない時は、むやみに移動しない。   - 児童及び職員の安全確保のため、状況に応じて垂直避難等をする。   - 子ども未来課に報告をする。      ↓   ◎状況が落ち着いたら、児童を引き渡し、臨時休園とする。

## 蕨市が「警戒レベル3以上」の避難情報等を発令した時

気象庁等から、蕨市に「レベル3以上」の防災気象情報が発表された場合、

### 蕨市からの「避難情報等」の発令を待って、臨時休園等を判断

ただし、災害の発生がひっ迫しているなど、緊急の安全確保が必要な場合は、市から発令される「避難情報等」を待たずに、臨時休園等の判断を行うことができる。

※市からの避難情報等の確認方法：蕨市防災行政無線、蕨市ホームページ、蕨市公式 LINE

	警戒レベル	判 断	対 応
登園前	<b>3</b> 災害のおそれあり <b>高齢者等避難</b>	<b>臨時休園</b>	- 午前6時から開園前の時点で、「市が警戒レベル3以上」の避難情報等を発令した場合、臨時休園とする。    - 保護者に臨時休園の連絡をする。    - 子ども未来課に報告をする。        ◎施設や施設周辺の安全確認が取れ、保育体制が整った場合「7. 開園・保育再開の基準」に基づき、開園する。
	<b>4</b> 災害のおそれ高い <b>避難指示</b>		
	<b>5</b> 災害発生又は切迫 <b>緊急安全確保</b>		
登園後	<b>3</b> 災害のおそれあり <b>高齢者等避難</b>	<b>児童の引き渡し（お迎え要請）</b>  <b>引き渡し後 臨時休園</b>	- 保護者に速やかにお迎えを要請する。    - 児童及び職員の安全確保のため、状況に応じて垂直避難または所定の避難所等へ移動してから児童を引き渡す。    - 風雨が激しい場合や施設周辺の冠水の状況によりお迎えが危険な場合は、安全な状況になってから引き渡す。    - 子ども未来課に報告をする。
	<b>4</b> 災害のおそれ高い <b>避難指示</b>	<b>臨時休園</b>	市が発令する「警戒レベル4」までに児童を引き渡し、臨時休園とする。
	<b>5</b> 災害発生又は切迫 <b>緊急安全確保</b>	<b>引き渡しが完了していない場合 身の安全を確保</b>	【引き渡しが完了していない場合】      - 安全な避難ができない時は、むやみに移動しない。    - 児童及び職員の安全確保のため、状況に応じて垂直避難等をする。    - 子ども未来課に報告をする。        ◎状況が落ち着いたら、児童を引き渡し、臨時休園とする。

※ただし、安全な保育が可能と判断される場合は、開園や保育の継続等を行う。

#### 【防災情報配信サイト】



市公式 LINE    市 HP    市 HP／もしものための備えを

#### 【参考__別添】

防災 地震 風水害～もしものための備えを～パンフレット（蕨市・令和8年6月版）

## 蕨市内で震度5弱以上を観測した時

### 市内で「震度5弱以上」を観測した場合、臨時休園等を判断

ただし、施設や施設周辺の安全確認が取れ、保育体制が整っており、かつ、安全な保育が可能と判断される場合は、開園や保育の継続等を行う。

	発表内容	判 断	対 応
登園前	<u>震度5弱以上</u>	<u>臨時休園</u>	・保護者に臨時休園の連絡をする。     ・子ども未来課に報告をする。        ◎施設や施設周辺の安全確認が取れ、保育体制が整った場合「7. 開園・保育再開の基準」に基づき、開園する。

登園後	<u>震度5弱</u> 施設等に被害なし	<u>保育の継続</u>	・施設や施設周辺に重大な被害がなく、保育体制が維持できる場合、保育を継続する。     ・子ども未来課に報告をする。
	<u>震度5弱</u> 施設等に被害あり	<u>児童の引き渡し</u> (お迎え要請)  引き渡し後 <u>臨時休園</u>	・施設や施設周辺に被害が確認された場合や保育体制の維持が確保できないと判断した場合、保護者に速やかにお迎えを要請する。     ・児童及び職員の安全確保のため、状況に応じて所定の避難所等へ移動する。     ・子ども未来課に報告をする。
	<u>震度5強以上</u>	<u>児童の引き渡し</u> (お迎え要請)  引き渡し後 <u>臨時休園</u>	・保護者に速やかにお迎えを要請する。     ・児童を引き渡し後、臨時休園とする。     ・児童及び職員の安全確保のため、状況に応じて所定の避難所等へ移動してから児童を引き渡す。     ・引き渡しが完了していない場合は、公共交通機関の運休や施設周辺の被害状況によりお迎えが危険な場合、安全な状況になってから引き渡す。     ・子ども未来課に報告をする。

## 大雨・暴風・大雪・地震等により 公共交通機関の運休・計画運休等が予定された時

保護者の送迎が困難となるおそれや職員の通勤障害等により安全な保育体制の確保ができないと判断した場合、可能な限り市との協議の上、臨時休園等の対応を行うことができる。

	判 断	対 応
登園前	<u>臨時休園または保育の縮小</u> (登園自粛)	・保護者に臨時休園または保育の縮小の連絡をする。     ・子ども未来課に報告をする。

登園後	<u>児童の引き渡し</u> (お迎え要請)	・保護者に速やかにお迎えを依頼する。     ・子ども未来課に報告をする。
-----	---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

## 7. 開園・保育再開の基準

避難情報等の解除後または災害発生後において、次の事項等を確認し、施設等の安全が確保され保育の提供が可能と判断した場合は、施設ごとに速やかに保育を再開する。また、その旨を保護者と子ども未来課に連絡する。

### 👉 確認事項 👈

- ✓施設の被害状況
- ✓施設周辺の被害状況
- ✓ライフライン（電気・水道・ガス・通信・交通等）の状況
- ✓職員体制の確保状況
- ✓給食の提供の可否（一時的に弁当持参などを検討）

再開の判断	対 応
<b>開園可能</b>  <b>順次開園</b>	・避難情報等が解除となり、施設や施設周辺の安全確認が取れ、ライフラインにも支障がなく、保育体制が整った場合は、順次、開園（再開）する。     ・解除の時間により、昼食の提供ができない場合は、保護者に弁当持参を依頼または午後からの開園とする。     ・保護者へ開園の連絡をする。     ・子ども未来課に報告する。
<b>開園に制限必要</b>  <b>保育の縮小</b> （登園自粛）	・避難情報等が解除となり、施設や施設周辺の安全確認が取れ、ライフラインにも支障がなかったが、一部の職員の参集が困難となるなど保育体制が整わない場合は、保育を縮小し開園する。     ・解除の時間により、昼食の提供ができない場合は、保護者に弁当持参を依頼または午後からの開園とする。     ・保護者へ保育の縮小による開園（登園自粛）の連絡をする。     ・子ども未来課に報告する。
<b>開園不可能</b>  <b>終日臨時休園</b>	・避難情報等が解除となったが、施設や施設周辺に被害が生じ、安全確保が困難な場合、ライフラインに支障がある場合、または多くの職員の参集が困難となるなど保育体制が整わない場合は、終日臨時休園とする。     ・開園（再開）が午後になるなど、短時間の開園となってしまう場合は、終日臨時休園とすることができる。     ・保護者へ終日臨時休園の連絡をする。     ・子ども未来課に報告する。

## 8. 代替保育

施設や施設周辺またはライフラインに被害が生じたり、保育体制の確保が困難な状況により臨時休園をする場合、災害時に社会的要請の高い防災関係者や医療関係者等の児童に対し、必要に応じて、市は代替施設における特別保育の実施を検討する。

## 9. 保護者への周知

市は、本ガイドラインを市ホームページにて公表する。

また、保育施設等は入園説明会等で保護者へ事前に周知し、市公式 LINE 等への登録を促すなど、災害時の対応について理解を得るよう努めるものとする。

## 10. その他

本ガイドラインに記載している内容以外にも、状況に応じた対応を柔軟に判断し、行動すること。

また、避難場所の把握や緊急時における行動など災害時の備えとして、日ごろから保育施設等ごとにマニュアルを作成し、訓練を実施すること。

●防災情報の入手方法の確認を

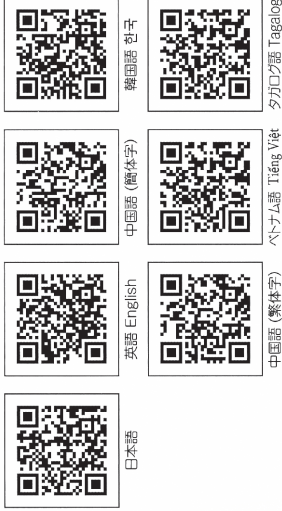
蕨市では、災害時の避難情報などについて、防災行政無線を使って放送していますが、市外に出かけている場合や暴風雨の場合などに音声が届かない可能性があります。そこで、防災行政無線で放送した内容を、メール、X、LINE、電話・FAXで、登録者へ配信するサービスを行っています。

メール配信サービス

防災行政無線の放送内容などをメールで配信します

右記のQRコードを読み取り、表示されるメールアドレスへ空メールを送信すると、登録案内のメールが送られてきますので、案内に沿って登録してください。

※メールの受信にかかる通信料は、ご利用者様の負担となります。



X

名前／蕨市防災行政無線  
ユーザー名／bousai_warabi  
※市公式アカウントとは異なります。

蕨市公式LINE

アカウント名：蕨市  
ID：@warabi_city  
友だち登録後、受信設定より「防災行政無線」を登録ください。

電話応答サービス

放送内容を音声で確認できます  
048-444-1320  
※通話料は、ご利用者様の負担となります。

電話・FAX  
配信サービス

放送内容を配信します  
ご高齢の方、視覚や聴覚に障害のある方などを対象に、事前に登録された方へ放送内容を配信します。

浸水センサ

市内7地点の道路上に浸水を検知する「浸水センサ」を設置。検知した情報は表示システムでリアルタイムで閲覧できます。道路冠水時の通行の判断などにご活用ください。

●指定緊急避難場所・指定避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所の種別
1	錦町スポーツ広場	錦町 2-6	-	屋
2	富士見公園	錦町 2-12	048-441-2490	屋
2	富士見第2公園	錦町 2-11	-	屋
3	錦町コミュニティ・センター			
3	西公民館	錦町 3-3-41	048-442-4054	屋 2階以上
3	松原会館	錦町 3-9-38	048-443-6542	屋
4	第二中学校	錦町 3-9-38	048-443-2670	屋 2階以上
5	西小学校	錦町 5-11-30	048-442-2642	屋 2階以上
6	北町コミュニティ・センター			
6	北町公民館	北町 1-27-15	048-432-2225	屋 2階以上
6	市民体育館	北町 1-27-15	048-432-2611	屋 2階以上
6	北町公園	北町 2-11-6	-	屋
7	北小学校	北町 2-11-6	048-432-2044	屋 2階以上
8	三学院	北町 3-2	048-443-1515	屋
9	藤高等学校	北町 5-3-8	048-443-2473	屋 2階以上
10	文化公民館	中央 1-23-8	048-432-4053	屋 2階以上
10	旭北ホールくるる	中央 3-9	048-446-8311	屋 2階以上
11	中央公園	中央 3-9	-	屋
12	福祉・児童センター	中央 4-9-22	048-431-7300	屋 2階以上
12	中の宮公園		-	屋
13	中央コミュニティ・センター			
13	中央公民館	中央 4-32-2530	048-432-2530	屋 2階以上
13	市民会館	中央 4-21-29	048-445-7660	屋 2階以上
13	城址公園		-	屋
14	和薬備神社	中央 4-20-9	048-431-2549	屋
15	ふるさと土橋公園	中央 6-5	-	屋
16	中央小学校	中央 6-8-25	048-442-2672	屋 2階以上
17	中央東小学校	中央 7-18-7	048-443-3102	屋 2階以上
18	下蔵公民館	中央 7-41-1	048-441-1560	屋 2階以上
18	下蔵公園		-	屋

番号	施設名	所在地	電話番号
1	総合社会福祉センター	錦町 3-3-27	048-432-6760
2	特別養護老人ホーム藤サングチュアリ	北町 5-12-5	048-441-9598
3	特別養護老人ホーム第2藤サングチュアリ	北町 5-13-20	048-441-3153
4	介護老人保健施設グリーンビレッジ藤	北町 5-13-6	048-443-5001
5	特別養護老人ホームレーベンホームわらび	中央 7-37-16	048-229-1070
6	下蔵公民館	中央 7-41-1	048-441-1560
7	交流プラザさくら	南町 2-21-2	048-432-7271
8	特別養護老人ホームいきいきタウン藤	南町 2-32-20	048-290-8132
9	塚越デイサービスセンター	塚越 7-24-14	048-434-6540

●福祉避難所

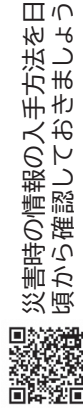
福祉避難所…特に配慮を必要とする避難者を収容する避難所



☑防災気象情報が新しくなりました

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、新たな防災気象情報の運用を開始しました。これまで、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報などは、警戒レベルとの関連性が複雑で分かりにくくなっていました。今回の改善により、防災気象情報が避難情報の5段階の警戒レベルに対応することとなり、避難の判断をしやすくなります。防災気象情報が発表された場合には、キキクルや河川の水位情報、市が発令する避難情報等を確認して早めに避難の準備をするよう心がけてください。

〈詳細は3ページ下部参照〉



☑進めていきますか？ 3日分、できれば1週間分の備え  
—食料や水に加え、トイレの備蓄も大切です—

一般的に、最低3日分（できれば1週間分）の備蓄をすることが推奨されており、食料品や水の準備を進めている家庭は少なくないと思いますが、トイレに関する備蓄はどうでしょうか？

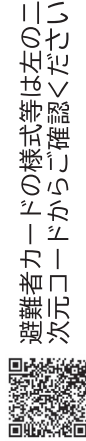
災害時には、水洗トイレが使えなくなってしまうことがありますが、トイレに関する備蓄はどのようなセットになった「トイレ処理セット(携帯トイレ)」が市販されており、そちらを使用すれば、便座に袋をかぶせて、簡単に用を足すことができます。各家庭において、ぜひトイレの備蓄を進めましょう。



＜非常用持ち出し品の例＞

□ヘッドライト・懐中電灯 □携帯電話 □運動靴 □ロープ □家族の連絡先 □通帳・印鑑 □雨具 □タオル □マスク □救急セット □携帯トイレ □携帯ラジオ □衣類・下着 □軍手 □水・食料 □鍵 □身分証明書のコピー（運転免許証・マイナンバーカードなど） □現金(小銭も) □常備薬

※そのほか、指定避難所等に避難する場合は、可能な限り、「避難者カード」を事前に記入の上、ご持参ください。



令和8年6月版

蕨市安全安心課 (☎048-433-7755)  
蕨市中央5-14-15

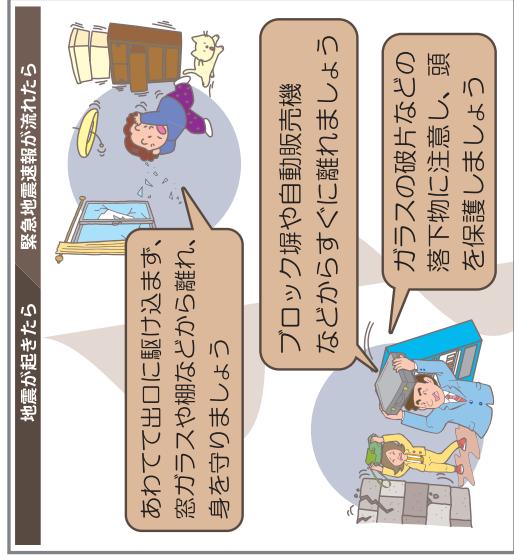


臨

## ●蕨市の想定地震（右図）

埼玉県東部地震被害想定では、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の5つが想定されており、そのうち、蕨市で最も被害が大きくなるのは、最大震度6強と想定される東京湾北部地震とされています。

地震ハザードマップ（右下の二次元コード参照）で、この地震における震度分布（揺れやすさ）や液状化、建物被害、火災が発生した場合の延焼の危険度について確認しておきましょう。



## ●自宅の地震対策(下図)

下の①～③は、建物自体への被害、家具の転倒、出火・延焼などを防ぐために、有効な対策の一例です。  
耐震化や器具等の設置にあたっては、自宅の特徴や生活スタイルなどに合わせて、それぞれの対策の効果、留意事項を考慮した上で検討を進めましょう。

## ＜①住宅の耐震化・耐震診断＞

L型金具による固定は最も効果が高い方法です。

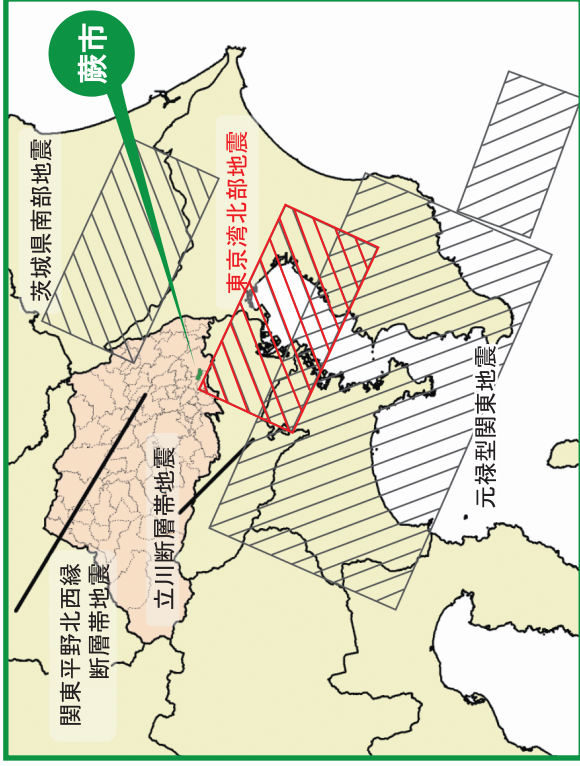


耐震シエルター・耐震  
ベッド設置費用も補助

2

日頃から確認と備えを

近年、能登半島地震の発生や北海道・三陸沖後発地震注  
意情報 の発表などを受け、全国的に防災意識が高まってい  
ます。発災時の行動や自宅の対策などを確認しましょう。



## ●地震時の安全確保(左図)

埼玉県南部に震度5弱以上の揺れが予測される場合は、防災行政無線で緊急地震速報が流れます（震源に近いときは、強い揺れに間に合わないことがあります）。

大きな揺れを感じても「あわてず落ち着く」こと、そしてまずは「我が身の安全を守る」ことが大切です。

揺れがおさまった後は「避難経路を確保」し、火を消しましょう。なお、建物内や外出先で強い揺れを感じた場合には、左図などを参考に行動しましょう。

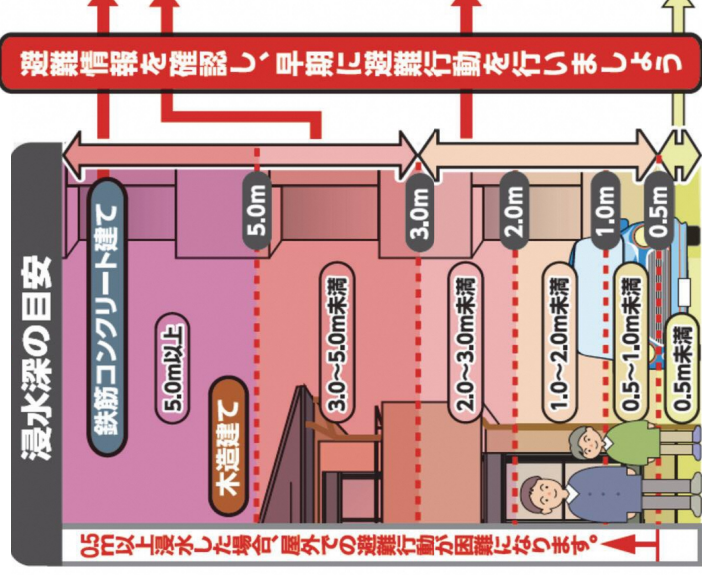
また、平時から、避難経路や家族内の安否確認方法を決めておくことも大切です。

日頃から確認と備えを

6月から10月は、集中豪雨や台風などで水害が発生しやすい「出水期」といわれる時期です。平時から、避難行動や家庭での備蓄、災害時の情報収集などについて確認してください。

## ●避難行動の確認を

洪水ハザードマップ（右の二次元コード）で最大浸水深と避難所等を確認しましょう。



自宅が安全で、水や食料、簡易トイレなどの備えが十分にある場合には、『在宅避難』の検討を――

浸水深3.0m以上

- 住居が2階の場合、避難が遅れると危険な状況になるため、避難情報に加え、水位情報にも注意し、事前に避難所などの安全な場所に避難する!!!
- 堅牢で高い建物（鉄筋コンクリート）に住んでいる住民でも、水が退くのに時間がかかる場合があるため、避難所などの安全な場所に避難することを検討する。

**浸水深0.5～3.0m未満**

●住居が1階の場合は、避難が遅れると危険な状況になるため、避難情報に加え、水位情報にも注意し、必ず避難所などの安全な場所に避難する!!

■住居が2階以上の場合は、浸水が始まってからの避難は危険なため、避難が遅れたら、無理をせず、

浸水深0.5m未満

## ●新たな防災気象情報及び避難情報等

河川や雨等の情報 (防災気象情報) ※警戒レベル相当情報					避難情報等 ※警戒レベル				
	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮		状況	住民がとるべき行動	避難情報等	
5 相当	レベル5 氾濫特別警戒	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害特別警戒	レベル5 高潮特別警戒	5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	
~~~~~ ＜警戒レベル4までに必ず避難！＞ ~~~~~									
4 相当	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 大雨危険警戒	レベル4 土砂災害危険警戒	レベル4 高潮危険警戒	4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	
3 相当	レベル3 氾濫警戒	レベル3 大雨警戒	レベル3 土砂災害警戒	レベル3 高潮警戒	3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・土砂災害・氾濫 高潮注意報	
1			早期注意情報		1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	

○警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されるほか、「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

○河川氾濫について、危険度の伝え方の表記が、「洪水」から「氾濫」に変更となったほか、特別警報が新設されました。

○**避難情報等**は自治体が発令するもので、**河川や雨等の情報（防災象気情報）**と発表のタイミングが異なります。

※**蕨市**においては、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域に該当する区域はありません。

3